

地域包括支援センターだより

今月のテーマは「成年後見制度」です

暑い季節となりました。屋外など感染リスクの低い場所では適宜マスクを外し、水分をしっかりと補給して熱中症を予防しましょう。

成年後見制度とは、知的障がい、精神障がい、認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人に対して、いろいろな契約や手続きをする際にお手伝いをする制度です。

例えば、こんなことに悩んだら制度の利用を考えてみましょう。

最近物忘れがひどくなってきて
預貯金の出し入れなどのお金の
管理に自信がなくなってきた。



ひとり暮らしの母親が軽度の
認知症と診断された。訪問販
売や振り込め詐欺などの悪質
商法にだまされないか心配…。



現在ひとり暮らし。子どもがいないため、
将来、認知症になったらと考えると不安…。
元気うちに誰か信頼できる人に財産管理
などをお願いできないかしら？



成年後見制度は、すでに判断能力が不十分な人が対象となる**法定後見制度**と、
将来判断能力が不十分になった時に備えておく**任意後見制度**の二つに分かれています。
『任意後見制度』については裏面をご覧ください。

制度について詳しく知りたい方は下記の相談窓口にご相談しましょう。

松本市役所 高齢福祉課 : 34 - 3214

または

お近くの地域包括支援センターまで

【裏面あり】



任意後見制度とは

今は大丈夫でも、将来的な認知症などの不安に備えて、あらかじめ支援してもらおう代理人（任意後見人）と、支援してもらおう内容を決めておく制度です。「誰に」「どんなことを頼むか」「自分で決めておく」ことで、将来にわたって自分の希望する暮らし方を実現させる方法のひとつです。



どんな人に支援をお願いできますか？

基本的には、成人であればどんな人でも支援者になることができます。自分の子どもや孫などの親族や、司法書士などの専門職にお願いすることもできます。支援者を選ぶことは非常に重要なことです。十分に検討して、この人なら任せても安心と思える人に支援をお願いしましょう。




手続きはどうしたらいいですか？

本人と後見を依頼された人（任意後見受任者）が、支援する範囲など任意後見の内容を話し合っ決めて、公証人が公正証書を作成し、正式に契約を交わします。

その後、本人の判断能力が低下した時に支援が開始されます。



詳しい制度内容、手続き、料金などは表面の相談窓口へご相談ください。



後期高齢者歯科口腔健診のお知らせ


対象：前年度中に75歳になられた方。または案内通知が届いた方。


料金：無料

期間：令和4年7月1日から12月30日まで

会場：長野県歯科医師会
加入歯科医院

詳しくは対象者に届く通知文をご覧ください。






成年後見制度相談会のお知らせ

司法書士による成年後見制度に関する相談会を開催します。

日時：8月23日（火）
午後1時30分～4時
（要予約）

場所：市役所本庁舎北別棟1階
高齢福祉課内相談室

【予約・お問合せ】
高齢福祉課介護予防担当
電話：34-3237



【お問い合わせ先】松本市高齢福祉課介護予防担当 電話 34-3237
または、お近くの地域包括支援センターまで

